

管理組合役員報酬規則

上板橋ハウス管理組合（以下「管理組合」という。）は、管理組合役員報酬（以下「役員報酬」という。）について、管理規約第42条2項に基づき、次の通り管理組合役員報酬規則（以下「本規則」という。）を定める。

（基本原則）

第1条 管理組合役員は、管理規約に定める管理組合役員の業務を誠実に遂行しなければならない。

2. 役員報酬は、組合費予算の中から総会の決議を経て各役員に支払うものとする。

（支払条件）

第2条 役員報酬は、当該月に開催する管理組合理事会に出席した役員に対し役員報酬を支払うものとする。

（役員報酬の額）

第3条 管理組合役員が受ける役員報酬の額は次のとおりとする。ただし、理事会が開催されなかった月に報酬は発生しない。

(1) 理事長	月額	5,000円
(2) 副理事長	月額	4,000円
(3) 理事	月額	3,000円
(4) 監事	月額	3,000円

（支払方法）

第4条 役員報酬の支払い方法は、前条に規定する金額を理事長が管理組合の各役員が有するそれぞれの預金口座に振り込む方法又は理事会にて本人に直接支払う方法のいずれかによるものとする。

（本規則の改廃）

第5条 本規則の改廃は、総会の決議によるものとする。

2 本規則に定めのない事項については、理事会で協議し暫定運用の上、総会で決議するものとする。

附則

この役員報酬規則は、平成28年12月17日より施行する。
ただし、実施は第47期からとする。

管理組合運営協力金徴収規則

上板橋ハウス管理組合（以下「管理組合」という。）は、管理組合運営協力金（以下「運営協力金」という。）の徴収について、管理規約第28条の2に基づき、次の通り管理組合運営協力金徴収規則（以下「本規則」という。）を定める。

（運営協力金の対象者）

第1条 管理規約第40条の役員資格要件に該当しない外部居住組合員及び内部居住組合員で且つ役員になることを辞退した組合員より、運営協力金を徴収するものとする。

（金額）

第2条 徴収する運営協力金の額は、次のとおりとする。

対象となる組合員		徴収期間	年額
(1)	管理規約第40条の役員資格要件に該当しない上板橋ハウスに現に居住しない組合員	毎年	12,000円
(2)	上板橋ハウスに現に居住する区分所有者で且つ役員になることを辞退した組合員	2年間 (役員選任期間)	

（徴収方法）

第3条 前条に定める運営協力金は、管理規約第65条（管理費等の徴収）に定める方法により徴収することとし、前条に定める金額を毎年2月の管理費等の徴収と併せて一括して徴収する。

2 事由の如何にかかわらず、徴収後の返金は一切行わないものとする。

（充当科目）

第4条 前条により徴収した運営協力金は管理規約第32条（組合費）に定める経費に充当する。

（本規則の改廃）

第5条 本規則の改廃は、総会の決議によるものとする。

2 本規則に定めのない事項については、理事会で協議し暫定運用の上、総会で決議するものとする。

附則

この運営協力金徴収規則は、平成28年12月17日より施行する。
ただし、実施は第47期からとする。

防火管理者報酬規則

上板橋ハウス管理組合（以下「管理組合」という。）は、防火管理者報酬に関して、管理規約第39条及び第42条2項に基づき、次の通り防火管理者報酬規則（以下「本規則」という。）を定める。

（基本原則）

第1条 防火管理者は、消防法第8条第1項に基づき、以下の防火管理者の業務を誠実に遂行しなければならない。

- 一、消防計画の作成
- 二、消火、通報及び避難訓練の実施
- 三、消防用設備等の点検及び整備
- 四、火気の使用又は取り扱いに関する監督
- 五、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理

2. 防火管理者報酬は、組合費予算の中から総会の決議を経て支払うものとする。

（支払条件）

第2条 防火管理者報酬は、防火管理者がその資格を取得し所轄消防署へ登録を完了後、登録期間中これを支払うものとする。

（防火管理者報酬の額）

第3条 防火管理者報酬の額は、以下のとおりとする。

- 一、防火管理講習受講の実費分（防火管理講習教材費および交通費）
- 二、防火管理者登録期間に対して、年額10,000円とする。なお、年途中での防火管理者登録変更は、日割計算（1円単位を四捨五入）での精算とする。

（支払方法及び時期）

第4条 支払時期については理事会一任とする。

（本規則の改廃）

第5条 本規則の改廃は、総会の決議によるものとする。

附 則

（規則の発効）

第1条 この規則は、2021年12月18日より施行する。

第2条 防火管理者登録期間は、毎年10月1日から9月30日までとする。

(2021年12月18日開催の第50期定期総会にて可決承認)